

# 令和6年度 水質検査業務（かび臭）仕様書

## 第1 （基本事項）

### 1 目的

本業務は、河川水等の採水、検体の運搬及び水質検査を目的とする。

### 2 適用範囲

本仕様書は、長野県企業局上田水道管理事務所（以下「発注者」という）が行う「令和6年度 水質検査業務（かび臭）」に関し、発注者及び受注者が遵守すべき事項を示すものである。

## 第2 （一般事項）

### 1 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

### 2 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 3 再委託の禁止

原則として、受注者は、自ら水質検査を実施する。

### 4 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

### 5 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者、受注者が協議する。

## 第3 （業務の内容）

### 1 定期の業務

#### （1）検査項目及び採水日程

別紙1 水質検査業務（かび臭）検査計画のとおり。

#### （2）試料容器の準備

ア 受注者は、別紙1の検査項目に対し採水地点ごとに適切な採水容器を用意し、採水地点名または通し番号、受注者名等を容器に明示して明確に識別できるようにしておく。なお発注者が採水する地点の試料容器については、採水日の概ね3日前までに上田水道管理事務所に届けるものとする。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

### (3) 採水方法等

ア 採水方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号 別表第 25 ページ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法（最新改正を使用））により行う。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

### (4) 現場での測定

ア 水温、気温、pH、電気伝導度、及び天候は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受注者が準備をする。測定結果を別紙様式「採水記録票」に記入し、速報として採水日の翌日の 15 時までに FAX 等にて発注者に連絡する。

イ 採水時刻、採水場所及び採水者名を表示した現場写真撮影を行う。

### (5) 試料の引き渡し

発注者が採水を実施する検体については、原則として採水当日午後 2 時に、上田水道管理事務所において受注者に引き渡すものとする。

### (6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。

### (7) 再採水及び再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再採水及び再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、発注者と受注者の協議のうえ決定する。

## 2 臨時の採水及び水質検査

### (1) 検査項目及び採水日程

検査を行う項目及び日程については、受注者及び発注者の協議のうえ決定する。

## 第 4 (検査方法)

### 1 水質検査等

#### (1) 検査方法

検査は採水当日に着手する。

検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号 別表第 25 ページ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法（最近改正を使用））により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

#### (2) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号（最新改正を使用））に基づき実施する。

#### (3) 速報値の報告

採水日の翌日の15時までに水質検査結果の速報を採水記録票と共にFAX等にて発注者に連絡する。

(4) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

(5) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(6) 水質検査結果報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

ウ 採水記録票と採水時の現場写真を添付する。

2 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 受注者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 受注者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受注者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

発注者は、指定した検体についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、受注者は、発注者が準備したクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に検査を行い、検査結果を発注者に提出する。

(9) 外部精度管理

年に1回以上、国または地方公共団体等の実施する精度管理事業に参加すること。また、精度管理の状況を確認できる資料を提出すること。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

一般事項	名称	部数	提出期限等
	業務着手届	1	契約締結後速やかに
	業務実施代理人届出書	1	契約締結後10日以内
	従事者等届	1	
	業務計画書 (採水ルート図を添付のこと)	1	
	職務分担表	1	
	業務完了届	1	月間業務終了後速やかに
	請求書	1	完了検査終了後速やかに
	打合せ議事録	1	必要の都度

採水関係	名称	部数	提出期限等
	採水実施標準作業書 (SOP)	1	契約締結後10日以内
	採水記録速報	1	採水日の翌日15時まで
採水時写真	1	各採水日から3週間以内	

水質検査関係	名称	部数	提出期限等
	項目ごとの検査実施標準作業書 (SOP)	1	契約締結後10日以内
	前年度の外部精度管理に関する資料	1	契約締結後10日以内
	水質検査速報	1	採水日の翌日15時まで FAX またはメール可
水質検査結果報告書 (採水記録票、採水時写真を含む)	1	各採水日から3週間以内	

(2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。

なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。

#### 4 安全管理

- (1) 受注者は、本業務に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務実施中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を払うこと。
- (3) 本業務中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

#### 5 その他

##### (1) 資料の提供

本業務に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

##### (2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

#### 6 担当部署

長野県企業局 上田水道管理事務所 管理課 浄水係

電話 0268-22-2110

## 検査項目

かび臭2項目(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)
------------------------------

## 採水地点(別紙2参照)

地点名	業務内容	検査項目
1 上田市塩川	採水及び検査	かび臭2項目
2 上田市真田町長	採水及び検査	かび臭2項目
3 上田市鹿教湯温泉	採水及び検査	かび臭2項目
4 諏訪形原水	試料受取及び検査	かび臭2項目
5 諏訪形浄水	試料受取及び検査	かび臭2項目

## 採水内容

採水パターン	業務内容
採水①	地点1～3採水及び現場測定(計3検体)
採水②	地点1採水及び現場測定、地点4～5試料受取(計3検体)

注1 地点1～3の採水作業は受注者が行う。地点4～5の採水作業は発注者が行う。

地点4～5の採水容器は、受注者が用意し、採水3日前までに上田水道管理事務所に届けること。

注2 地点4～5の試料は、上田水道管理事務所にて引き渡す。

かび臭2項目 採水日及び検体数(定期)

採水予定日	採水パターン		採水予定日	採水パターン	
4月9日	②	3 検体	11月5日	②	3 検体
5月14日	②	3 検体	12月3日	②	3 検体
5月22日	①	3 検体	1月7日	②	3 検体
5月28日	②	3 検体	2月4日	②	3 検体
6月11日	②	3 検体	3月4日	②	3 検体
6月19日	①	3 検体			
6月25日	②	3 検体			
7月9日	②	3 検体			
7月17日	①	3 検体			
7月23日	②	3 検体			
7月30日	②	3 検体			
8月15日	②	3 検体			
8月21日	①	3 検体			
8月27日	②	3 検体			
9月10日	②	3 検体			
9月17日	②	3 検体			
9月25日	①	3 検体			
10月8日	②	3 検体			
10月15日	②	3 検体			
10月23日	①	3 検体			
10月29日	②	3 検体			

計	検体数	78	採水回数	①	6	②	20
---	-----	----	------	---	---	---	----

注3 採水日及び検体数は現在のところの予定であり、変更する可能性がある。

注4 上記以外で緊急に採水及び検査が必要になった場合、検査項目と採水日について協議する。

注5 緊急で採水及び検査する場合、項目ごとの単価で行うものとする。

## 別紙2 採水地点





# 採水記録票

(別紙様式)

採水地点	1上田市塩川	2上田市真田町長	3上田市鹿教湯温泉			
採水年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
採水時刻	:	:	:	:	:	:
天 候						
気 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃
水 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃
PH						
残留塩素	/	/	/	/	/	/
電気伝導度						
外観・臭気	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし
備 考						